

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年10月18日 (金) 第559号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (環境保全課取扱い) 1
- 鹿児島県中小企業高度化貸金貸付規則の一部を改正する規則 (※) (中小企業支援課取扱い) 1

告 示

- 飲食店営業に係る音響機器の使用制限区域の指定 (※) (環境保全課取扱い) 2
- 鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定の一部改正 (4 件) (※) (環境保全課取扱い) 2
- 保安林の指定予定の通知 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 5

県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 5

規 則

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第50号

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公害防止条例施行規則 (昭和47年鹿児島県規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 3 の 項 の 表 中 「 たい 積 」 を 「 堆 積 」 に 改 め 、 別 表 第 7 の 4 の 項 の 表 中 「 土 壌 酸 化 法 」 を 「 土 壌 酸 化 法 」 に 改 め 、 別 表 第 7 の 6 の 項 の 表 中 「 1 箇 月 」 を 「 1 月 」 に 、 「 2 箇 月 」 を 「 2 月 」 に 改 め 、 別 表 第 7 の 7 の 項 中 「 飲 食 店 営 業 等 に 」 を 「 飲 食 店 営 業 に 」 に 改 め 、 同 項 の 表 備 考 1 中 「 知 事 が 指 定 し た 」 を 「 指 定 さ れ た 」 に 改 め 、 同 表 備 考 5 中 「 飲 食 店 営 業 等 」 を 「 飲 食 店 営 業 」 に 改 め る 。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第51号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（平成16年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「若しくは2の項」を削り、同条第2項第1号ツを次のように改める。

ツ 削除

第5条第2項第1号ナを削る。

第7条第2号中「年利0.60パーセント」を「年利0.80パーセント」に改める。

別表1の項中「のうち経営革新のための事業」を削り、「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表1の2の項を削り、同表2の項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第714号

鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）第42条の2第1項の規定により、深夜における騒音を特に防止する必要がある区域を次のとおり指定し、令和6年10月18日から施行する。

なお、平成18年9月19日鹿児島県告示第1438号（飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定）は、令和6年10月17日限り廃止する。

令和6年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、錦江町、肝付町、中種子町、瀬戸内町、和泊町及び知名町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第9項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び近隣商業地域

鹿児島県告示第715号

昭和49年4月15日鹿児島県告示第401号（鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定）の一部を次のように改正し、令和6年10月18日から施行する。

令和6年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

表(3)の項中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

鹿児島県告示第716号

昭和60年3月18日鹿児島県告示第425号（鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定）の一部を次のように改正し、令和6年10月18日から施行する。

令和6年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

表(2)の項中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

鹿児島県告示第717号

平成8年3月29日鹿児島県告示第592号（鹿児島県公害防止条例の適用除外区域等の指定）の一部を次のように改正し、令和6年10月18日から施行する。

令和 6 年 10 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

表中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 718 号

平成 20 年 12 月 26 日 鹿 児 島 県 告 示 第 1722 号（鹿 児 島 県 公 害 防 止 条 例 の 適 用 除 外 区 域 等 の 指 定）
の一部を次のように改正し、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。

令和 6 年 10 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

表中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

鹿 児 島 県 告 示 第 719 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林
として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町月野字野首 5585 番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ くり 推 進 課 及 び 曾 於
市 役 所 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。）

鹿 児 島 県 告 示 第 720 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林
として指定する予定である旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町恒吉字釜ヶ谷 1419 番 1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ くり 推 進 課 及 び 曾 於
市 役 所 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る。）

鹿児島県告示第721号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和6年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市大隅町大谷字屋敷ヶ迫1683番1, 1695番1, 1699番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第722号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和6年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
荒武 佑至	大井病院	始良市加治木町本町141	整形外科	令和6年10月9日
下園 翼	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	小児科	令和6年10月9日
久富木 冠	大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿字苗代田3411	耳鼻咽喉科	令和6年10月9日
尾田 佑美	尾田内科胃腸科	始良市平松4730番地	内科	令和6年10月9日
西元 嘉哉	医療法人徳洲会大隅鹿屋病院	鹿屋市新川町6081番地1	内科	令和6年10月9日

鹿児島県告示第723号

薩摩川内市上甕町江石387番地 西晃及び薩摩川内市上甕町江石134番地 谷口広からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和6年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町中甕・江石区域（薩摩川内市上甕町中甕，上甕町江石及び上甕町中野の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第12号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「引き続き2日以上」を削り、同条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第6項中「前項本文」を「第5項本文及び前項」に、「同項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第3項」を「第4項」に改め、「第1号」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前項本文の規定にかかわらず、日没から日の出までの間において条例第28条第1項第1号に掲げる作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の額は、前項本文に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年10月18日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第6号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表長期入院料の項中「選定療養」の次に「（以下「選定療養」という。）」を加え、同項の次に次のように加える。

長期収載品処方等加算料	選定療養である長期収載品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤1回につき 長期収載品の価格から当該長期収載品の後発医薬品の価格のうち最も高いものを控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を用いて療養費用算定方法又は療養費用算定基準の例により算定した額に1.1を乗じて得た額
-------------	--

附 則

この規程は、令和 6 年10月18日から施行する。